

センター所長		団地コード	
--------	--	-------	--

記入日 年 月 日

## 模様替申請書

大阪府住宅供給公社理事長 様

団地 棟 号室

名義人氏名

(自署)

電話番号

模様替あたって、下記の遵守事項、承認条件及び注意事項に同意のうえ、申請します。

### 記

1. 模様替の内容
- ① 200V エアコン設置 (定格消費電力 2000w以下、圧縮機出力 1350w以下)  
(メーカー名 機器品番 )
- ② 温水洗浄便座 (ウォシュレット)  
(メーカー名 機器品番 )
- ③ 200V 電磁調理器 (定格消費電力 4000w以下)  
(メーカー名 機器品番 )
- 機器名等はっきりしないものは、パンフレット (コピー) 添付のこと。
- ④ 手摺設置 (手摺の長さ 手摺の径 )
- ⑤ その他の内容 (具体的に )
2. 模様替する場所 [ 玄関、廊下、キッチン、リビング、和室 ( 帖)、洋室 ( 帖)  
(○で囲む) [ 便所、洗面所、浴室、その他 ( ) ]

### 《遵守事項》

- (1) 建物の主要構造部 (柱、壁、床、はり、屋根) のほか天井、間柱、付け柱、鴨居等に支障のある切欠又は穴をあけないこと。
- (2) 室内の間取りを変更しないこと。
- (3) 建物の外観を変更しないこと。
- (4) 原状回復が容易なこと。
- (5) 住宅管理上、支障がないこと。

### 《承認条件》

- (1) 模様替の費用及びこれにかかる補修費は申請者が負担すること。
- (2) 模様替は承認時に交付される賃貸住宅工作基準に従い実施し、退去時は申請者が原状に回復すること。
- (3) 申請者の入居期間中に公社が補修を行う場合において、模様替部分が障害となるときは、申請者は模様替部分を原状に回復するか、これにかかる費用を負担すること。
- (4) 申請者が模様替した部分を公社が撤去し、補修を行う必要があるときは、模様替以前の状態となっても異存のないこと。
- (5) 模様替に起因し第三者又は公社に損害を与えた場合は、申請者が賠償の責を負うこと。
- (6) 給水、その他設備配管等に注意し施工すること。また浴室では防水層を保護し、施工すること。
- (7) 申請者は模様替承認書を保管し、退去時等必要ときは提出すること。

### 《注意事項》

- (1) エアコンの定格消費電力は 2000w以下、圧縮機出力は 1350w以下とし、電磁調理器の定格消費電力は 4000w以下とし、専用回路を利用又は設置すること。また、既設ブレーカーを取替しないこと。
- (2) 200V のエアコンを使用する場合、200V の電磁調理器等やその他のエアコンは同時使用しないこと。また、200V 電磁調理器を使用する場合、同時に使用するエアコンは 100V のもの 1 台までとする。
- (3) 200V 電磁調理器は、65 歳以上の方がいる世帯のみ承認することができるものとする。また、ロジェ長野、エルベコート二色の浜及びあすと松ノ浜は、200V 電磁調理器は設置不可とし、ロジェ長野、エルベコート二色の浜は、200V エアコンは設置不可とする。